
安全報告書

(2019 年度)



新日本ヘリコプター株式会社

本報告書は、航空法 第 111 条の 6 並びに航空法施行規則
第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づき作成したものです。

目 次

	頁
1. 安全を確保するための事業運営の基本的な方針に関する事項・・・・・・・・	2
2. 安全を確保するための事業の実施、及びその管理の体制に関する事項	3
(1) 安全確保に関する組織	
(2) 安全確保に関する組織の機能・役割及び人員	
(3) 運航の支援体制	
(4) 使用している航空機に関する情報	
3. 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項・・・・・・・・	6
(1) 航空事故及び重大インシデント	
(2) 安全上の支障を及ぼす事態	
4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に・・・・・・・・	7
(1) 航空法第111条の4の規定に基づく報告に関する措置。	
(2) 事業改善命令、嚴重注意、その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合に講じた措置、講じようとする措置	
(3) 2019年度における輸送の安全状況に関する総括的な評価	
(4) 2020年度における全社的な安全目標、及び各部門における具体的な取り組み目標	

1. 安全を確保するための事業運営の基本的な方針に関する事項

「安全は会社経営の基盤であり、
最優先事項として推進します」

当社は、経営層から一般職員まで社員全員が法令及び社内規程類を遵守し、情報を共有化するとともに、常に安全を最優先に考え行動します。

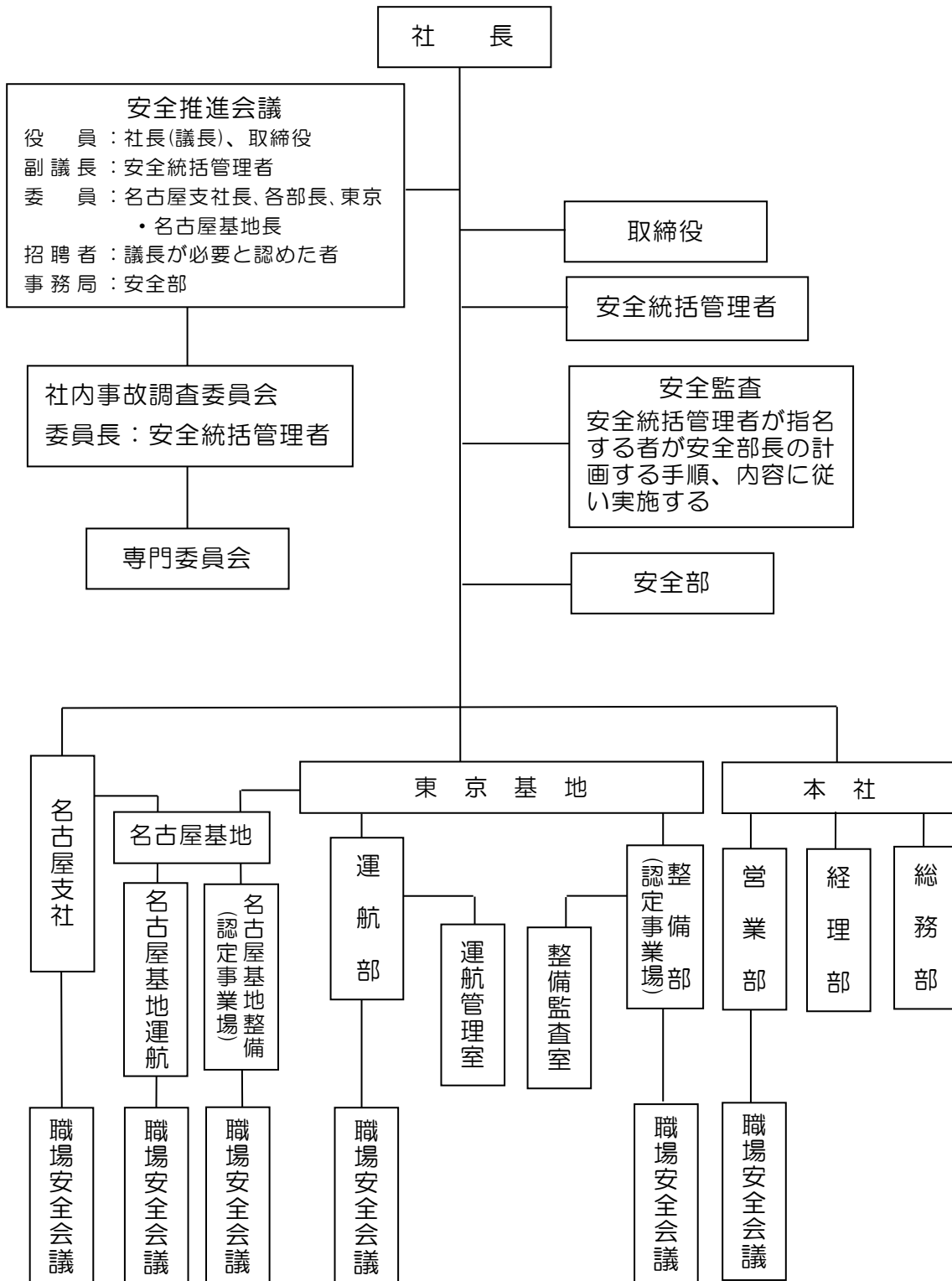
具体的な取り組みは以下の安全宣言により推進していきます。

1. 法令・規程等の遵守
2. 全員参加によるリスクマネジメントの実施
3. 委託先との積極的なコミュニケーションの実施
4. 安全活動評価の的確な実施

2. 安全を確保するための事業の実施、及びその管理の体制に関する事項

(1) 安全確保に関する組織

安全管理組織 (令和2年3月31日現在)



(2) 安全確保に関する組織の機能・役割及び人員

① ライン管理

社長を筆頭に安全統括管理者、支社長、各部長、グループマネージャー等のラインにより、安全管理を行っています。

② 安全管理スタッフ

- 安全部長・・・安全管理推進部門の長として社長及び安全統括管理者を補佐し、安全活動計画の実施状況の把握、指導、助言を行なうとともに、安全監査の実施および社内外の安全に関する情報収集・蓄積・社内周知、安全教育等を行っています。
- 安全担当・・・各部等に配置し職場の安全に関する情報の収集・提供、ならびに職場の安全対策等、安全確保に関する業務を行っています。

③ 安全衛生委員会

労働安全衛生法に基づき設置され、従業員の労働災害の防止、健康の保持増進、快適な作業環境作り等について調査審議する委員会として毎月1回開催しています。

④ 安全推進会議

経営に重大な影響を及ぼす恐れのある安全上のリスクをはじめ、安全に関する重要事項を審議するとともに、必要な再発防止策及び未然防止策等を策定するための組織です。社長が議長となり常勤役員および各部長等により構成され、原則として毎月1回開催しています。

⑤ 職場安全会議

各職場単位で安全に関する事項全般について、情報を共有するとともに課題を討議・意見交換し職場の安全確保を推進する場として、原則として毎月1回開催しています。

⑥ 社内事故調査委員会

会社で事故が発生した場合に設置され、安全統括管理者を委員長として事故原因を調査し調査結果を安全推進会議に報告します。

⑦ 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者

- 航空機乗組員 17名
- 客室乗務員 0名
- 整備従事者 39名

⑧ 運航管理従事者及び有資格整備士

- 運航管理従事者 20名
- 有資格整備士 39名

(3) 運航の支援体制

① “乗組員、整備従事者、運航管理従事者の定期訓練及び審査” 及び “運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制” につきましては航空局で定めた「運航規程審査要領：空航第 58 号」、「整備規程審査要領：空機第 73 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画審査要領（安全関係）：国空航第 1223 号、国空機第 1362 号」に基づき実施しています。

② 安全に関する社内啓発活動

- 安全の日の集い
- 経営層及び各部合同安全パトロールの実施
- 定期巡視出発式（毎月）の開催
- CRM 安全教育の受講
- 安全教育の実施
- 各種安全セミナーへの参加
- ヒューマンファクターズ講習の受講
- 作業前における TBM-KY の実施等

(4) 使用している航空機に関する情報

機 種	機数	座席数	平均年間 飛行時間	導入時期*1	平均機齢*2
Bell 206L-3	4	7	237	1987 年	30 年
Bell 407	4	7	268	2007 年	10 年
Bell 427	3	8	229	2002 年	20 年
富士ベル 204B-2	1	10	79	2002 年	34 年
Bell 412 EP	1	15	199	2011 年	10 年
AS 332L1	1	20	333	2017 年	27 年

*1 導入時期は初号機

*2 平均機齢は製造からの経年

3. 法第111条の4の規定による報告に関する事項

(1) 航空事故及び重大インシデント

2019 年度における航空事故及び重大インシデントは発生しておりません。

(2) 安全上の支障を及ぼす事態

安全上の支障を及ぼす事態が1件発生しました。

① 航空機の着陸装置の不具合

「着陸装置の不確実な展開」

概要：

エアロスパシアル式A S 332 L-1 型が着陸のために着陸装置の脚下げ操作を行った際、全ての着陸装置が作動しませんでした。

処置：

管制圏を離脱して、緊急操作手順を実施後、目視、機外監視カメラ及び電動バックミラーにより降着装置の正常な作動を確認したのち、名古屋空港に着陸しました。

必要な点検、作動試験を実施後、異常が無いことを確認し、試験飛行においても不具合は確認されませんでした。製造者に不具合内容と点検、調査内容を報告し、点検内容に同意する旨の見解が得られたことから、復航しました。

4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(1) 航空法第111条の4の規定に基づく報告に関する措置

全項3(2)①に対する措置

- 航空安全情報管理・提供システム(ASIMS)に事象の報告を行いました。

(2) 事業改善命令、厳重注意、その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合に講じた措置、講じようとする措置

該当する事項はありません。

(3) 2019年度における輸送の安全状況に関する総括的な評価

基本ルールの再徹底に加え、法令及び社内規程類を遵守するとともに、過去の事故・重大インシデントや他社で発生した事故等を踏まえた安全諸施策を策定し、実施しました。

2019年度はこれらの対策を徹底するとともに、安全推進会議や社内安全監査等でその施策の有効性の評価・検証を行い、安全性の一層の向上を図ってきました。

今後ともこの活動を展開し、一層強固な安全文化を築きあげてまいります。

2019年度の目標達成状況

① 航空事故・重大インシデント発生件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

2019年度は事故・重大インシデントは発生せず目標が達成できました。

② 安全上のトラブル発生件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件以下

2019年度の安全上トラブル発生件数は5件で目標が達成できませんでした。

③ 安全上のトラブル発生の事例について、経営会議（安全推進会議）にて原因究明、再発防止対策審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 全数

2019年度は安全上のトラブルについて経営会議（安全推進会議）で経営層も含めた審議を行い、効率かつ具体的に対策策定を審議出来、目標が達成できました。

(4) 2020年度における全社的な安全目標、及び各部門における具体的な取り組み目標

安全の確保は会社経営の基盤であり、最優先事項であります。そのため、経営層と管理者が先頭に立ち、全社員が一丸となって安全を最優先に考え行動し、「無事故、無災害」の達成を目指します。

【達成すべき目標】 無事故・無災害の達成

① 航空事故・重大インシデント発生件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

② 安全上のトラブル^{*}発生件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件以下

(安全上のトラブル発生連絡票の発行件数)

- ③ 安全上のトラブル発生事例について、
安全推進会議（経営会議）にて原因究明、再発防止対策審議・・・全数

※安全上のトラブルとは ①事故・重大インシデントに至らない法 111 条の
4該当事象 ②サーキュラー6-001・6-002 の該当事象 ③その他これに準
ずる安全上のリスクがある事象

[具体的施策] 重点課題

安全最優先の事業運営

- (1) JA6741 墜落事故・重大インシデントの再発防止対策の徹底とフォロー
- (2) 物輸現場の安全確保策の強化・徹底
- (3) 上記対策の水平展開・徹底等による巡視現場等の安全確保
- (4) 実効ある安全運航の確立を目指し、基本ルールの再確認と再徹底
- (5) 不具合・トラブル等についての徹底した原因究明と再発防止対策の樹立
- (6) ヒヤリハットなど業務の中にある安全リスクを顕在化させ改善する活動の展開
- (7) 社内外の安全監査に基づく的確な業務処理体制の確立と徹底
- (8) 取引先も含めた設備・業務の安全確保（安全協議会の充実等）
- (9) 安全運航を支える訓練・研修の確実な実施と技量の確認
- (10) 安全確保面でより効果的・効率的な要員訓練方法の検討・実施
- (11) 飲酒対策の徹底